

令和3年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業 【県市補助】

★「移住世帯」、「空き家バンク登録空き家」、「豪雨被災住宅」、「健康住宅認証を受けた改修工事」による申し込みの方を優先して補助します

☆補助額

1. 【一般世帯】

工事に要する経費（消費税込み）の**20%**（**24万円限度**：千円未満切捨て）

2. 【移住世帯】【新婚世帯】【子育て世帯】

工事に要する経費（消費税込み）の**33%**（**30万円限度**：千円未満切捨て）

☆募集期間・受付会場（いずれも、午前8時30分から午後5時15分まで）

○第1回目：令和3年4月19日（月）から4月23日（金）・701B会議室（7階）

○第2回目：令和3年7月5日（月）から7月9日（金）・701A会議室（7階）

※ 募集期間中に補助申請額が上記1と2それぞれの予算額を超えた場合は、いずれも公開で**抽選**を行い、補助予定者を決定いたします。先着順ではありません。

ただし、「移住世帯」、「空き家バンク登録空き家」、「豪雨被災住宅」、「やまがた健康住宅認証を受けた改修工事」による申し込みの方は、**抽選**によらずに優先して**補助予定者**といたします。

☆申請できる方

山形市民でリフォーム工事を行う住宅又は空き家バンク登録空き家を所有し、（二親等までの親族を含む）かつ、当該住宅に居住する者。（実績報告までに住民登録することが条件。その場合は実績報告時に転居後の住民票の写しの添付が必要）また、市税等の滞納がないことが条件です。

☆「移住世帯」「空き家バンク登録空き家」「豪雨被災住宅」「健康住宅認証を受けた改修工事」について

○「移住世帯」とは

平成28年4月1日以降に山形県外から山形市内に転入した又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島の各県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に山形市内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を山形市へ提出した世帯員がいる世帯

○「空き家バンク登録空き家」とは

山形市空き家バンク実施要綱で定める空き家バンクに登録された空き家で、令和2年4月1日以降に売買により個人が取得し、かつ、自らが居住することとなるもの（取得後、既に居住している場合を含む。）

○「豪雨被災住宅」とは

令和2年7月豪雨により罹災証明書を交付された住宅

○「健康住宅認証を受けた改修工事」とは

山形県で実施する「やまがた健康住宅」認証制度により認証を受けた改修工事

○新婚世帯：補助事前申込み日において、婚姻届出から5年以内である世帯

○子育て世帯：平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯

☆対象となる住宅

山形市内にある、ご自分がお住まいの戸建て・集合住宅の自己専有部分又は上記の空き家バンク登録空き家。

また、**過去にこの事業による補助を受けていない建物等（敷地内）**であることが条件です。（豪雨被災住宅を除く。）